



秋山 信将

一橋大学大学院准教授／日本国際問題研究所客員研究員

はじめに

今週から、3つの主要委員会に分かれ、それぞれのテーマ（主要委員会 I：核軍縮、主要委員会 II：核不拡散、主要委員会 III：原子力の平和利用）に沿って討論が行われた。カバクトゥラン議長より、主要委員会では NPT の条文に沿った形でこれまでの条約の実施状況について、補助機関では将来のための措置（forward looking）の行動計画について検討するよう指示があり、それを受けて各主要委員会での討論となった。各論に入ったところで、様々な論点・イシューに対する各国、グループのポジションが明確になり、対立点が明らかになってきた。

第2週の手続き的な動きとしては、二つの動きがあった。まず、水曜日の午前に全体会合が開かれ、NPT 運用検討プロセスのいわゆる「制度的な問題（institutional deficits）」については、主要委員会 II から主要委員会 III の補助機関の扱いへと変更が採択された。また、より重要な動きとしては、金曜日の午後に各委員会の報告の議長ドラフト（報告書案）が配布された。なお、委員会報告書案は、メディア、NGO の入れない非公開のセッションで配布であったが、報告書案が各国代表団に配布された1時間後には、

Reaching

Critical Will のサイトに各委員会の報告書案が掲載された。

来週以降、各委員会のセッションでは報告の内容や文言についてやり取りが行われることになるが、主要委員会を非公開で行うことになるのか（補助機関の会合はこれまでも非公開で行われている）、注目されよう。NPT への市民社会の参加は質・量ともに拡大している。主要委員会 III のセッションにおいて、フィリピン代表団がカバクトゥラン議長の会議に向けた準備においてモントレイ研究所の不拡散研究センターやアクロニム研究所からの貢献があったことについて謝意を示す発言が出たが、それに象徴されるように市民社会の役割も重要になってきている。一方、各国の立場に立てば外交的なやり取りを外部にすべて公

開することに賛成できるのか。また表向き賛成しすべてが公開されたとしても、真剣な交渉は結局舞台裏にもぐってしまうことになる可能性もある。(従来、主要委員会、あるいは準備委員会での主要委員会に相当する「クラスター」会合は、非公開であったが、2007年の準備委員会において天野之弥議長(現 IAEA 事務局長)の決断で公開になった経緯がある。)

また、「制度的な問題」の扱いが主要委員会 III へと移された経緯であるが、NAM のある国の代表団の説明によれば、これは NAM がワーキング・ペーパーを提出している 1995 年の中東決議についてより多くの討議の時間を割く必要があるからである、ということだ。しかし、これによって、もともと主要委員会 III の補助機関は会合を 4 回しか予定していなかったにもかかわらず、さらに「制度的な問題」を 이슈に加えることにより、イランが議論を嫌がっていた脱退問題についてさらに討論をする時間が少なくなってしまう。この決定について、会議筋には、カバクトゥラン議長が会議の分裂を回避するためにイランと取引したのではないかと疑う向きもあるが、言うまでもなくそれは推測の域を出ない。

各委員会における議論：報告書案(ドラフト)を中心に

先に述べたように、本来ならば非公開のはずの報告書案であるが、すでにウェブ上に公開されていることもあり、本報告ではそれに依拠する形で各委員会の報告書の分析を進めることとする。これらの報告書案は、基本的には各委員会、補助機関での議論を反映したもので、各国やグループが提出したワーキング・ペーパーなどを参考に、各委員会、補助機関の議長が作成した。主要委員会 II および III の報告書案では、それまでの会合で議論がし尽くされなかった 이슈の部分空白で記入欄(placeholder)が記された部分も残されていた。

また、カバクトゥラン議長からは、主要委員会ではこれまでのレビューを、補助機関ではこれからの行動計画を議論するよう指示があったが、そもそも補助機関の設置は、特定の 이슈により特化した話し合いをすることがその趣旨であり、今後の行動計画を議論することは想定されていなかった。そのため、この議長からの指示をどう議論と報告に生かしていくかについては各委員会でその解釈・理解に差があった。また、主要委員会 I の報告書で行動計画を盛り込むならば、その他の委員会の報告書にも行動計画を盛り込むべし、すなわち核軍縮のみではなく、核不拡散や平和利用においても具体的な行動計画を入れるべき、との主張もあり、各委員会ともそれなりの「行動計画」は盛り込まれたものの、執筆者(各委員会、補助機関議長)間で書きぶりにばらつきがあることは否めない。

とはいえ、これは今後の議論のたたき台になるものであり、今後議論を経て大きく変化し

ていくものである。したがって以下の分析もむしろこれまでの議論の整理としての意味合いが大きい。

#### (1) 主要委員会 I 報告書案

主要委員会 I は、核軍縮に関連した条項と 2000 年 NPT 運用検討会議最終文書の「13 ステップ」に沿ってレビューを行い、今後の措置について議論を行い、今後の行動計画として 26 の行動計画を報告書案に並べた。報告書案は、レビューの部分で NPT 第 6 条（軍縮交渉の義務）を期限を切った形（within

a timebound

framework) で実施する必要性およびバン・キムン国連事務総長の核軍縮に関する 5 提案を歓迎している。また、1996 年の国際司法裁判所による核兵器による威嚇もしくは使用の合法性に関する勧告的意見について想起する、としている。また、戦略的攻撃兵器と防御兵器（ミサイル防衛をさす）の関係、戦略兵器への通常弾頭搭載や宇宙空間の軍事化が戦略的安定性を損なう懸念などが記されている。そして、透明性の原則や非核兵器国と核兵器国の間での信頼醸成のための検証のメカニズム確立のための努力を歓迎するとしている。言うまでもなく、CTBT 発効促進（発効要件国のインドネシアの批准に向けた努力を特に歓迎）、FMCT の交渉開始などにも当然触れられている。

そして、行動計画の部分では、何と云っても、期限付きでの核軍縮のための様々な措置について、その実施について期限付きの法的枠組みの確立（核兵器禁止条約や法的拘束力のある消極的安全保証（NSA））を視野に入れた提言になっているところが注目されよう。提言ではまず、「核兵器なき世界」の実現という目的と整合的な政策を追求すること、そして不可逆性、検証可能性、および透明性の原則がまず述べられている。そして、核兵器禁止条約などに触れた国連事務総長の核軍縮に関する 5 つの提言に触れつつ、核軍縮の最終段階を達成するのに必要な法的枠組みの確立のための特段の努力の必要性を確認する。その具体的な行動として、配備・未配備を問わずあらゆる種類の核兵器の削減、米ロの新 START の早期発効とさらなる削減への措置に関する議論の継続、新型核兵器の開発を含む核戦力の質的向上を行わないことなどがあげられている。

さらに、核兵器国は 2011 年までに核軍縮の進展を加速させるための協議を実施し a) あらゆる種類の核兵器の削減に関する交渉の締結、 b) 非核兵器国に駐留する核戦力の問題、 c) 核兵器の軍事安全保障戦略と政策、および軍事的政治的同盟の戦略的概念における核兵器の役割と重要性の削減、 d) 核兵器の使用や威嚇を最小限にするための宣言的政策、 e) 核兵器の高度警戒態勢の解除に向けた運用体制の緩和、 f) アクシデンタルな核兵器の使用のリスクの低減、 g) 透明性と信頼醸成の促進、について議論すること、そしてその成果を踏まえ、普遍的な法的措置を含む核兵器の廃絶のための期限付きのロードマップについて合意するための方法

と手段について考えるための国際会議を 2014 年に招集することを事務総長に勧告する。  
(注：宣言的政策の部分では、具体的に核兵器の「唯一の目的」論や先行不使用という用語を使用していない。)

消極的安全保証 (NSA) については、ジュネーブの軍縮会議 (CD) において作業計画に基づき、法的拘束力のある手段を含め、非核兵器国に対する核兵器の使用や威嚇をしないことを保証する国際的な取り決めについての議論を直ちに開始すること、そして 2011 年の会期末までにそれができない場合には第 66 回国連総会において議論すべき、としている。

CTBT は、各国に批准を求める従来通りの提言が盛り込まれている。そして FMCT (検証付き) は、CD において直ちに交渉を開始し、CD の動きを支援するため 2010 年 9 月に CD メンバー国のハイレベル会議を国連事務総長が開催し、もし 2011 年会期末までに交渉が始まらなければ国連総会で交渉の方法について決定すべきとする。同時に核兵器国に対し 2012 年までにすべての核分裂性物質の保有量について申告すること、IAEA に核兵器から核物質を不可逆的な形で取り外すことを検証するための法的拘束力のある取り決めを作ることなどが盛り込まれた。

信頼醸成措置としては、信頼の向上と透明性の改善および核軍縮義務の遵守を保証するための検証能力の構築のための政府間、国連その他の国際機関、市民社会の間の協力の重要性、核兵器国による核兵器の種類と数、配備状況等についての報告の必要性、国連の軍縮不拡散教育に関する事務総長報告書に含まれる勧告の実施などが含まれる。

以上が主要委員会 I の報告書案の概要であるが、期限付きのロードマップ、核兵器禁止条約交渉、法的拘束力のある NSA といった、NAM 諸国が強く推す 이슈が多く盛り込まれている。委員会の議論では、(これは他の委員会でも同様であるが) NAM 諸国が積極的に発言し議論をリードする場面が目立った。また、核兵器禁止条約については、主要委員会 I の補助機関の議長国であるオーストリアや、スイスなども核兵器の非合法化に向けた議論を始めることを支持するなど、議論が広がりつつある。これに対して核兵器国は冒頭の発言以降目立った発言はせず、こうした議論の温度差が報告書案にも反映されたとみてよいであろう。

アメリカやフランスなどの核兵器国は、ステップ・バイ・ステップのアプローチの方がより現実的と、依然として議論に慎重な姿勢を崩しておらず、最終報告書にこの 이슈が残っているかどうかは不明である。NSA にしても、強化された NSA という考え方を打ち出し、非核兵器地帯条約の文脈においては議定書の批准など積極的姿勢を示すアメリカであるが、包括的な立法的措置に対しては否定的で、フランスも同様である。ロシアは、CD で議論すべし、との立場をとっている。核兵器国としては、核軍縮の措置はそれなりに実施するが、自らの核政策を NPT の枠内で大きく拘束されるような事態は避けたいというのが本音であり、今後、核兵器国間で意見調整がなされて共通歩調を取ることになるのか、興味深い。また、今回の会議ではサイド・イベントにおいて核兵器国による軍縮措置や平

和利用政策に関し積極的に広報活動をしていこうという姿勢が見える。特にアメリカとフランスは顕著である。他方、選挙を抱えていたイギリスは本会議でも発言ができず、中国も冒頭のステートメント以外のところでこれまで発言をする場面はなかった。またサイド・イベントも、イギリスはノルウェーと共同で実施した核軍縮の検証メカニズム開発に関する報告があったが、中国は「我が国はビューティー・コンテストには乗らない」としてこのようなイベントは一切実施していない。核軍縮の分野においては透明性が一つの重要な概念となりつつある中、主としてそのターゲットとされている中国が報告書の文言修正の過程においてどのような主張を展開していくかも、アメリカ等の核兵器禁止条約やNSAへの対応と並んで興味深いところである。

## (2) 主要委員会 II 報告書案

主要委員会 II の報告書案は、保証措置、輸出管理、核セキュリティ、それに中東決議を含む地域問題（非核兵器地帯含む）が、どう書かれるかが焦点であった。この中で NAM とその他の国々の間で最も対立的で難しいイシューである中東決議の扱いについては、placeholder の形で空欄のまま提出されている。

保証措置については、追加議定書を検証の標準とするかどうか、原子力関連の資機材等の国際取引の際の判断基準とするかどうか争点の中心である。報告書案の行動計画の部分では、保証措置のメカニズムのあり方について、非常に厳密な段階を踏んだ、ある意味では極めて回りくどい書きぶりになっている。その議論の流れは大まかに言って以下のとおりである。

申告された物質の保証に対する包括的保障措置協定の有効性を確認しつつ、未申告の物質や活動が存在しないことに対する信頼を向上させるために、モデル追加議定書にあるような措置が効果的かつ効率的であると述べる。そしてそれによって IAEA は非核兵器国の原子力プログラムが完全に平和目的の性質のものであるとの確かな保証を与えることができる。そこで IAEA 事務局長に対して追加議定書の締結を支援するための努力を進めることを推奨する。さらに、IAEA は、包括的保障措置のもと、締約国の核物質や活動に関する申告がただ単に正確であることだけではなく、完全であることを検証する権利と義務があると明記する。そして、包括的保障措置協定を実施する IAEA 保証措置システムは、締約国の申告の正確性と完全性を検証するために設計されていることを強調し、その後続いてすべての締約国に追加議定書を締結し実施することを促している。さらに、報告書案は、追加議定書を IAEA 保証措置システムの一体不可分な (integral) 部分と認め、包括的保障措置協定が、追加議定書とともに、NPT 第 3 条を満たす検証標準をなすことを確認するとした。

非常に回りくどい表現となっているが、ポイントは、まず検証の正確性に加えて完全性

(未申告の物質や施設がないこと)が担保されなければいけないということである。これらは、包括的保障措置協定でも締約国の義務とはなっているがそれを検証するための強力な手段が IAEA に与えられていないことが問題で、それは追加議定書にある措置で賄わなければならない。しかし、第二のポイントとして、追加議定書の締結は現在義務化されておらず、これを義務化するかどうかがある。西側グループや東側グループ各国は義務化に賛成し、包括的保障措置協定と追加議定書を検証標準とすべきと主張するが、NAM は、追加議定書の発効を義務にするのではなく、各国の自主的な信頼醸成にすべきとの立場である。NAM 諸国はむしろ追加議定書などの強化された保障措置が平和利用の促進の妨げにならないようにすべき、との主張をしている。このような構図の反映か、報告書案は、「包括的保障措置協定が、追加議定書とともに、NPT 第 3 条を満たす検証標準をなす (a comprehensive safeguards agreement, together with an additional protocol, represents the verification standard …)」と、主語を「包括的保障措置協定」とし、追加議定書については、追加的事項として厳密には主語として **represent** にかからない形(とはいえ事実上検証標準とみなすことができる)で、記述されている。

議論の全体の傾向でいえば、追加議定書の普遍化に対する反対は従来よりも弱まっている傾向にあるといえよう。たとえばブラジルなどは、追加議定書に反対するというよりも、各国にその判断をゆだねるべき、と述べているし、また NAM の言い分も、追加議定書の義務化には反対ではあるが、それ自体の有用性について否定してはいない。むしろ、核軍縮が進み、核軍縮の検証可能性を追求していけば自ずとより浸透的な検証措置が必要となり、それは追加議定書に定められたような措置であることは明らかで、核軍縮と核不拡散の両者の強化が一体でなされなければいけない、という認識が深まっているとも見える。また、NAM 諸国の中にも、原子力の導入を計画している国や、さらには原子力の国際取引に関与していきたいと考える国 (アルゼンチンなど) は、むしろ追加議定書の普遍化を進める姿勢を示すほうが、自国の利益にかなうということも考えられよう。

IAEA の役割でいえば、不要になった軍事用の核分裂性物質も IAEA の保証措置下に置き、核兵器国の核施設ができるだけ IAEA の保証措置の下に入ることを求めているが、このような活動は、原子力の平和利用の拡大と合わせ、IAEA の保証措置活動に要する財政的・人的資源が増大することを意味する。こうした負担増に対する各国の協力も、報告書案は求めているが、IAEA の資源配分についても、一部の NAM 諸国は、保証措置や核セキュリティなど規制色の強い部分に重点配分がなされないように釘をさす。(これは主要委員会 III においても提起された問題である。)

保証措置と原子力関連の輸出との関係では、報告書案では、輸入国が追加議定書を発効しているかどうかを輸出の決定に際して考慮するよう加盟国に促している。その一方で、核関連の機材や物質、技術の移転に対して不当な制限や制約を課さないよう要請している

が、それも包括的保障措置協定に加え追加議定書を発効している締約国に対しての措置となっている。以上のように、報告書案は締約国に対して追加議定書の発効を強く迫るものとなっている。なお、北朝鮮問題については、日本や韓国が問題を提起し、また、イランの問題については、会合の中でイランの IAEA 保証措置協定と国連安保理決議への遵守を促す国々は多く、とりわけ国際社会の強力な対応を促したフランスと、イランの間で論争があったが、報告書案では主要委員会 I のレビュー部分に北朝鮮の記載が核実験の文脈であるほかは、主要委員会 II では placeholder となっている。

もう一つの対立点である中東決議については、報告書案では placeholder としてほぼ空欄状態になっているが、極めて重要な論点であることは言うまでもない。NAM はワーキング・ペーパーを提出し、その中で、すべての中東諸国を含む関連各国が集まり中東非核化地帯条約の交渉を開始するための国際会議の開催を求めている。また、交渉の進捗や勧告の履行を監視、報告するために、今次の運用検討会議の議長及び各委員会の議長からなる常設委員会を組織することを求めた。また NAM 諸国も交渉の早期開始とそのため会議開催についてはこれを支持した。アメリカは、中東決議を履行する具体的かつ現実的措置の必要性に触れるものの、中東決議はあくまで非核地帯ではなく化学兵器や生物兵器も含む非大量破壊兵器地帯であること、地域各国が NPT や IAEA 保証措置等国際的義務を履行しなければならないことなど、中東決議の進展に必要な条件について述べている。

### (3) 主要委員会 III 報告書案

主要委員会 III は、各国のステートメント及び自由討論での発言が相次いだため、カバクトゥラン議長の指示通りに報告書を提出するためには、一通りすべてのイシューについて議論を行う前に報告書案を取りまとめなければならないという状況になった。これに対して、イランが議論をし尽くしていない状況で報告書案を提出すべきではないと主張した。これは報告書提出を遅らせ、今後の作業日程をタイトにすることによって、実質的な討議時間を短縮して議論が煮詰まる前に過去の文書と同様の文言で報告書を完成させることを目論んだのか、その意図は不明である。これに対し議長（中根大使）は、すでに各国ともワーキング・ペーパーなどを提出してそれなりに論点を出していること、報告書案提出が作業の終了を意味するわけではなくこれからも報告書作成の作業は続くことなどを挙げ、予定通り提出すると述べた。

ここでの論点は、NPT 第 4 条で規定された平和利用の「奪い得ない権利」の解釈、および第 4 条 2 項にある原子力協力のあり方、原子力安全と核セキュリティ、多国間管理と燃料供給保証、それに、条約の普遍化、脱退、さらに主要委員会 II から新たに移された制度的問題であり、条約上の権利と義務の関係をどう理解するかがポイントとなった。

まず平和利用の「奪い得ない権利」については、これを否定する国はなかった。ただ、条約には、「無差別かつ第一条及び第二条の規定に従って (in conformity

with Article I and

II)」とあるところ、第二条の非核兵器国の不拡散義務を担保する措置として第三条の保証措置があるため、2000年の最終文書などでは、これを「無差別かつ第一条、第二条及び第三条の規定に従って」と明示的に保証措置規定を盛り込んでいた。しかしこれに対してイランは、各国が条約に署名したのは、第一条、第二条の規定に従ってと書かれた条約であり、条文通りの記述とすべきと主張、第三条の部分を記述しないことを求めた。しかし、報告書案ではこの意見は採用されず、「第三条に従って」という部分も書きこまれている。

「設備、資材並びに科学的及び技術的情報」の「可能な最大限度まで」の「交換」、すなわち原子力協力については、NAM諸国からは、原子力協力が政治的、経済的、軍事的条件等に関連付けられるべきではなく、NPTや包括的保障措置協定への遵守状況など国際的な規定との関連のみで判断されるべきとの意見が出された。また、イランは第4条2項を供給国側の義務と捉え、原子力協力を行わない、もしくは輸出管理などによって原子力協力を障害を設けている行為は第4条違反にあたりと述べた。一方アメリカは、最終的に協力を実施するかしないかは主権国家の個別の判断によるのであって、条件を満たすことが自動的に原子力協力の提供の義務を供給側に課すものではない旨の確認の発言を行い、途上国の反発を買う一幕もあった。

報告書案では、原子力における協力をIAEA憲章で中核をなす目的の一つと位置付け、技術協力などを通じてさらに各国に協力を促している。また、エネルギー部門以外の原子力の役割についても、国連の「ミレニアム開発目標」達成のためにも貢献すべきとの議論が示された。（たとえば、ナイジェリアは、放射線によるハエの不妊化技術を応用し、マラリアを媒介する蚊の不妊化への応用の研究の促進を求める発言を行った。）こうした技術協力を含む原子力協力の促進について、アメリカは「平和利用イニシアティブ（Peaceful Use

Initiative）」を打ち出し、自ら5000万ドルをこれに拠出するとともに、他国に対しても拠出を求めた。報告書案では、アメリカのイニシアティブについて歓迎しつつ、他国への拠出の要請の記述は見送られている。

他方、NAMの一部の国は、名指しこそしないもののアメリカやフランス、ロシアなどとインドの間で進められている原子力協力について、NPT非加盟国であるインドが原子力協力の便益を受け、NPTに加盟している国が輸出管理や保証措置などの規制に縛られて原子力協力が受けられないのはダブル・スタンダードであると非難する。この問題は、報告書案には盛り込まれていないが、今後の議論の中で火種として残されているとみてよいであろう。

原子力発電については、各国のエネルギー政策の自律性を認め、途上国側の各国のエネル



ギー政策は主権国家固有の判断であり、核燃料サイクルも含めどのような原子力プログラムを実施するのかは制約を受けるべきではないとの主張に一定程度配慮した記述になっている。また原子力の利用にあたっては、IAEA の保証措置 (safeguards)、安全 (safety)、セキュリティ (security) の標準を最高レベルで満たさなければならないことが述べられている。また、最高レベルの原子力安全、核セキュリティ、核不拡散のために、先進技術開発において国際協力がなされることに留意する旨が記されている。

核燃料サイクルの多国間管理及び燃料供給保証については、多くの国が現在の市場のバックアップとして供給保証が存在することは有用であるとの理解を示し、IAEA を中心とした議論を深めること、IAEA とロシアの間で結ばれた燃料バンクに関する取り決めに歓迎することなどを表明した。とはいえ、こうした構想について慎重な姿勢を示す議論ももちろん存在し、燃料バンクといっても実態は低濃縮ウラン・バンクであり、燃料加工のサービスを提供し得るのかといった疑問や、多国間管理が核不拡散に本当に資するのか、むしろ市場の寡占を固定化するのではないのかといった懸念が途上国などから示され、IAEA の場においてさらに議論を深めるべきではないかとの議論がなされた。委員会全体の雰囲気としても、NPT 運用検討会議の場で詳細を詰めるような議論は行わず、IAEA を中心にさらに検討し議論を深めていくことが概ね共通の了解となったとあってよく、報告書案の書きぶりも議論を継続していくことの重要性が強調される形になっている。

原子力安全、核セキュリティについては、これらの確保（技術的、人的、規制的インフラの整備）が基本的には締約国各国自身の責任であるとの原則が示され、そのうえで各国の能力開発のための国際的な協力を呼び掛けている。核セキュリティについては、途上国の間には新たな規制の押し付けになるのではないかと警戒感があるが、報告書案では、核セキュリティ・核テロ対策関連の諸条約への加盟を呼びかけ、また核セキュリティサミットのコミュニケと作業計画について留意するとした。

補助機関の検討事項についてみると、第 9 条の普遍化の問題で、中東諸国を中心としてイスラエルの未加盟問題を取り上げる国が多くみられた。当然ながら報告書案では、インド、パキスタンも含め、これらの国に非核兵器国として条約に加盟することを求めている。また、ここで問題となりそうなのは、NPT 非加盟国に対する協力を転換する (reverse) こと、という一文が盛り込まれている点で、ここはアメリカやフランス、ロシアなどからの反発が出るであろう。

脱退問題は、脱退は国家主権の行使であるという原則論については特に争点とならなかったが、そこで議論を止めようとする国と、そこから先、脱退がもたらす NPT やひいては国際の平和と安全に対する影響に対する懸念に対してどう対処すべきか、議論を深めていく

国との間に認識の差が生じている。いくつかの国からは脱退問題の原則的な考え方及び具体的な対処法に関する提案があったが、イランは、2000年の最終文書に第10条に関する記述がないことから、この問題の扱いそのものを否定し、報告書からの削除を求めた。報告書案では、脱退問題はウィーン条約法条約に則ってNPTおよびその他の関連国際法の規定に従って処理することとし、脱退前の条約違反については脱退後も引き続きその責任を負うとしている。また、脱退以前に獲得した核物質、設備および技術については、脱退後もIAEA保証措置の対象とするとされた。また、脱退に際しては、IAEA理事会はIAEA事務局に対し、脱退国が保証措置協定の義務を遵守していることを確認することを求める。脱退の通告を受け取った締約国は協議を行い、また、国連安全保障理事会の役割を再確認した。報告書案では言及していないが、国連安保理決議1887パラ17にも同様の記述があり、NPT運用検討会議の最終文書でこれが確認されれば、相互にこの規定を強化することになる。この脱退の扱いについては、条約の成立過程および国際法解釈の観点からすれば報告書案の記述は極めて妥当ではあるが、イランがどの程度強硬にこの論点について反対をしていくのかがポイントとなろう。

制度的問題については、カナダのワーキング・ペーパーが多くの支持を得ており、その中でも、小規模のNPTの事務局機能を何らかの形で立ち上げることに限っては特に支持が多かった。また、会議のコストの削減等についても支持が得られているが、運用検討会議のサイクルの見直しや問題が発生した場合に緊急総会を招集することなどについては、慎重意見が見られた。この問題は報告書案提出時には議論されていなかったために報告書案に記載はない。

### 第3週の動き

第3週は、この報告書案を受けて各主要委員会で文言の調整がなされていく。いくつかの論点では主張の隔たりが大きいこともあり、今後大幅な修正がなされていくものと考えられる。主要委員会IおよびIIは最終会合が第3週金曜日のため、そこで報告書案の採択となる可能性もある。しかし、主要委員会IIIの最終会合が最終週の月曜であり、各国間で文言調整の取引が各主要委員会個別ではなく、委員会をまたいでバーターでなされていくことが予想されるため、主要委員会の報告書案採択は足並みをそろえて週明けになる可能性が高い。また、最終文書を何としても取りまとめたという会議全体の雰囲気は自国のポジションの獲得のために最大限に活用（濫用？）する国が出てくれば、各委員会での報告書の採択はさらに後ろにずれ込むことになるであろう。また、この報告書を執筆している段階で、イランがトルコ、ブラジルとの間で核燃料のスワップのディールに合意したとのニュースが入ってきた。このディールの詳細はまだ明らかになってはいないが、安保理の非常任理事国2カ国が絡むディールであることから安保理での制裁をめぐる議論への影

響は少なからずあるだろう。ただ、これが NPT 運用検討会議のすう勢にどのような影響があるかは、まだ見通すことは難しい。

(注：本報告は、筆者の個人的な所感であり、日本政府代表団および筆者の所属する一橋大学、もしくは派遣元の日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターの見解ではありません。また、情報の出展についても明示できないものおよび裏付けの不十分なところがありますので、引用はお控えください。)